

# 小樽市学校ホームページ管理システム 仕様書

## 第1章 総則

### 1 はじめに

- (1) 本仕様書は、小樽市教育委員会が発注する「小樽市学校ホームページ管理システム」について、受託者の行う業務の範囲、それぞれの責務、その他の業務の実施に必要な条件等を定め、業務の円滑な実施を実現するにあたり、必要最低限の仕様を定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に誠意を持って対応しなければならない。

### 2 目的

小樽市立学校では、保護者や地域の住民等に向けて学校での活動報告や緊急時の連絡手段の一つとして学校ホームページを開設している。現在ホームページの管理については、各学校の教職員等が市販のホームページ管理アプリケーションを利用して行っているが、ホームページの作成・編集作業担当職員の多くは専門知識を持っておらず、また、緊急時にはどの職員でも情報を発信できる必要性があることから、情報発信が容易にできる学校ホームページ管理システム（以下、「CMS」という。）の構築を目的とするもの。

### 3 利用期間

令和2年8月16日から令和7年7月31日まで（5年間）

### 4 構築期間

契約締結日から令和2年8月15日まで

### 5 令和2年度における契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

※単年度ごとに契約を締結する。

### 6 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により対応を決定するものとし、受託者の負担において実施するものとする。また、この仕様書で不明な部分については、委託者と受託者の協議の上で進めるものとする。

### 7 検査及び検収

- (1) 受託者は、構築を完了したときは速やかに委託者に申し出ること。
- (2) 委託者の行う検査の合格をもって検収とする。

## 8 報告の義務

本業務実施期間中において、受託者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて委託者へ報告書を提出するものとする。

## 9 秘密の保持

受託者は本業務中に知り得た情報を、委託者の許可なしに他に漏らしたり利用したりしてはならない。

## 10 完了

受託者は構築業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

# 第2章 業務内容

## 1 前提条件

- (1) ホームページ利用学校数
  - 小学校：17校
  - 中学校：12校
- (2) 学校で主にホームページの更新を行うクライアントの環境
  - OS：Windows 10 Pro 又は Windows8.1 Pro
  - ブラウザ：Edge、Chrome
- (3) ドメイン
  - 当市で指定する下記のドメインを使用すること。
  - www.otaru.ed.jp
- (4) 現在使用中のホームページデータ容量
  - 約8GB (5/1現在)

## 2 システム要件

- (1) 基本事項
  - ア HTML や FTP に関する知識がなくてもホームページの作成等が可能なこと。
  - イ クライアント OS である、Windows 10 Pro、Windows 8.1 Pro で動作すること。
  - ウ ブラウザを利用した Web アプリケーションベースとし、クライアント端末にプログラ

ムをインストールする必要がないこと。

エ 最新版のブラウザで動作すること。

(2) セキュリティ要件

ア データセンターは日本に立地し、日本データセンター協会が定める「ティア2」程度の信頼性を確保すること。

イ 別紙1「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」で定める対策等を行うこと。

ウ 常時SSLを導入すること。

(3) 機能要件

ア 予め用意されたテンプレートや、登録した画像などを利用してホームページが作成できること。

イ ホームページの承認者を定め、公開・非公開の管理ができること。

ウ 公開・非公開期間を設定できること。

エ スマートフォンなどの閲覧に合わせた表示ができること。

オ スマートフォン等（携帯電話除く）のモバイル端末からホームページを更新することができる機能を有すること。

カ 専用のアカウントとパスワードを設定し、保護者やPTAなど特定の閲覧者のみが閲覧できる機能を有すること。

キ 画像の登録時にリサイズやトリミングなど、簡易な編集機能を有すること。

ク トップ画面において新着情報を表示できること。また、表示する件数を設定できること。

ケ 設定したページのリンク先エラーをチェックする機能を有すること。

コ サイト全体が標準化・統一化されたデザインルールによって構築できること。

(4) データ移行

ア 現行システムからのデータ移行は各学校の教職員等が行うが、受託者は可能な限りサポートを行うこと。

イ 利用期間終了後には、データ移行作業が円滑に行えるよう、データ抽出等を行うこと。

(5) サーバー環境

ア サーバー環境は、自治体等で稼働・構築実績のある法人向けのクラウドサービスを選定すること。

イ 将来的な拡張性に十分考慮すること。（ディスク容量の増設、メモリの増設等、環境の変化に合わせた拡張が実現できること。）

ウ データ領域はクォーター機能を有し、学校（ユーザー）単位での設定が可能であること。

エ サーバーOSやミドルウェアについては、利用期間中は安定した稼働・運用が可能なものを選定すること。

(6) バックアップ要件

ア バックアップ領域を確保し、自動で各種バックアップが可能なシステムとすること。

### 3 納入成果物

本業務における納入成果物については、下記のとおりとし、各2部及び電子データを提出すること。

- ・システム構成図
- ・操作説明書
- ・その他運用に必要と認められる図書

## 第3章 その他

### 1 特記事項

- ・納入する機器装置等の構成情報、設定情報については守秘義務を課す。納入成果物は管理徹底し許可なく第三者に提供してはならない。
- ・関係法令に従い、受託者は事故防止及び環境保全に努めること。

### 2 一般事項

- ・システムを停止する作業に際しては、委託者と協議の上、夜間、土曜日、日曜日、祝日等の一般業務時間外に作業を実施すること。
- ・調達物品等については、納入時における最新バージョンにより納入すること。ただし、システム稼働上、悪影響が生じる場合は、この限りではない。

### 3 教育支援

- ・CMS 本稼働前に委託者に対して使用方法、取扱い方法の教育を1回以上実施すること。なお、教育支援対象となるのは、小樽市教育委員会教育部施設管理課所属の5名である。

### 4 運用サポート

- ・問い合わせ窓口や障害対応窓口を明記した運用サポート体制図を作成すること。
- ・運用サポート時間は、年末年始・祝日を除く月～金曜日の8:30～17:30とする。ただし、障害及び緊急時の対応には運用サポート時間外においても対応を考慮すること。
- ・運用マニュアルを作成し各学校に配布すること。
- ・問い合わせが多い事項については、可能な限り学校で対応できるよう、適宜FAQを作成し当市までファイル形式で提供すること。
- ・納入成果物の構成管理を実施すること。

- ・CMS 利用開始前に最低 1 回の学校向け集合研修を実施すること。なお、集合研修終了後には各学校のページが公開できる状態となる研修内容とすること。
- ・業務の継続及び早期復旧を図るため、障害発生時においては、受託者が一元的に原因を分析した上で、障害復旧に向けた対応をとること。
- ・CMS 利用終了時のシステム移行支援（データ抽出、仕様開示等）も運用サポートに含むものとする。

## 5 再委託等

- ・本調達は受託者が主体的に履行することが前提であり、業務全体を第三者に再委託することを禁止する。業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を委託者に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

## 6 その他

- ・契約締結時において想定不可能な事象等が生じた場合、委託者及び受託者は互いの協議により誠意をもって対応することとし、障害発生時はもちろんのこと、通常の業務運用においても業務の妨げとなるような事態の発生を避けるべく、可用性の高い安定した環境の構築に努めること。
- ・受託者は、本契約の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を委託者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方法を提出することとする。事故が個人情報の漏えい、滅失又はき損にかかるものである場合、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

以上